

令和8年3月26日

令和8年第3回守山市教育委員会定例会提出議案

令和8年3月26日

令和8年第3回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第9号	個人情報保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について	3
議第10号	教育財産の処分の引継に係る教育長の臨時代理の承認について	6
議第11号	委員会および教育機関の職員の任免に係る教育長の臨時代理の承認について	8
議第12号	令和8年度守山市教育基本方針の策定について	12
議第13号	令和8年度(2025年度)守山市人権・同和教育基本方針の策定について	27
議第14号	守山市教育委員会サイバーセキュリティ対策基本方針の策定について	36
議第15号	守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	43
議第16号	守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	45

議第 9 号

個人情報保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理の承認について

個人情報保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同上の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第1号

個人情報保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則の制定につき、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和41年教育委員会規則第1号)第5条の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

個人情報の保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第4号

個人情報の保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則

個人情報の保護に関する法律等の施行および情報システムの管理運営に関する守山市教育委員会規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「守山市情報システム管理運営規則（平成17年規則第23号）（第71条を除く。）」を「守山市情報システム管理運営規則（令和7年規則第51号）（第9条を除く。）」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議第 10 号

教育財産の処分を引き継ぐことに係る教育長の臨時代理の承認について

守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、教育財産の処分を引き継ぐことについて、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

臨代第 2 号

教育財産の処分を引き継ぐことについて、守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 41 年教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和 8 年 3 月 16 日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

1 引継をする財産 河西小学校土地、建物および工作物

2 対象物件

所在地番	地目・構造	地積・延床面積	
守山市小島町字長塚 1479 番	田	819.00 m ²	
守山市小島町字長塚 1483 番	田	1,266.00 m ²	
守山市小島町字川久保 1833 番 1	田	234.00 m ²	
上記土地に存する建物	便所 更衣室 機械室	鉄骨造折板葺 平屋建 鉄骨造折板葺 平屋建 鉄骨造折板葺 平屋建	21.385 m ² 43.700 m ² 19.000 m ²
上記土地に付随する工作物	大プール 小プール 鉄橋	(約 25m×約 15m) (約 15m×約 6 m) (約 4 m×約 8 m)	

3 処分方法 申出者との始期付土地売買契約による
売却物件は令和 9 年 7 月末日まで学校施設（プール）として利用するため、引き渡しは令和 9 年 8 月 1 日以降とする。

4 処分価格 28,500,000 円

議第 11 号

委員会および教育機関の職員の任免に係る教育長の臨時代理の承認について

守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和 41 年教育委員会規則第 1 号)第 5 条の規定に基づき、委員会および教育機関の職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条の規定によりこれを教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 26 日提出

守山市教育委員会

教育長 辻 本 長 一

臨代第3号

守山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和41年守山市教育委員会規則第1号）第5条の規定に基づき、委員会および教育機関の職員の任免について、次のとおり臨時に代理する。

令和8年3月19日

守山市教育委員会臨時代理
教育長 辻 本 長 一

1 内示年月日 令和8年3月19日

2 発令年月日 令和8年4月1日

3 任命権者 守山市長
守山市教育委員会

4 任命の内容

氏名	発令内容	旧
中野 浩	教育委員会事務局教育部長	教育委員会事務局 教育部次長(教育総務課等担当)
稲田 斉	(併任) 教育委員会事務局教育部理事	総合政策部次長 (企画政策課等担当)
森野 慎介	(併任) 教育委員会事務局教育部理事 教育委員会事務局発達支援センター 所長(部長級)	総務部次長
大西 陽子	(併任) 教育委員会事務局教育部次長 教育委員会事務局幼保支援室長	浮気保育園長(課長級)
岡田 伊津子	教育部次長(学校教育課等担当) (事務取扱)保健給食課長	学校教育課長 (事務取扱)教育支援センター室長補佐 (事務取扱)教育研究所長補佐
竹川 紀子	(併任) 教育委員会事務局教育部次長	秘書室長
池内 秀明	教育部次長(教育総務課等担当) (事務取扱)文化財保護課長	文化財保護課長

	(事務取扱) 守山市下之郷史跡公園 所長 (課長級)	
今野 裕美	教育総務課長	地域包括支援センター 所長
及川 一記	学校教育課長 (事務取扱) 教育支援センター室長補佐 (事務取扱) 教育研究所長補佐	学校教育課参事
今江 真巳	(併任) 教育委員会事務局スポーツ振興課長	すこやか生活課長
新庄 真依子	河西幼稚園長 (課長級)	物部幼稚園長(参事級)
池田 純子	速野幼稚園長 (課長級)	速野幼稚園長(参事級)
姫野 輝	教育総務課参事	家計サポート給付金室 室長補佐
上寺 孝之	学校教育課参事	滋賀県教育委員会
高橋 和也	守山公民館長(参事級)	監査委員事務局長
林 龍史	河西公民館長 (参事級)	環境生活部長
池田 あづさ	中洲公民館長 (参事級)	こども家庭部長
邨田 勝徳	文化財保護課長補佐	市民協働課付け参事
廣本 夕美子	物部幼稚園長 (参事級)	発達支援課参事
岩橋 多恵子	(併任) 教育委員会事務局発達支援課参事	守山保育園副園長 (参事級)

5 免ずる内容

氏 名	発令内容	新
神藤 高敏	教育委員会事務局教育部長	
長谷川 倫人	(併任) 教育委員会事務局理事	滋賀県
池田 あづさ	(併任) 教育委員会事務局教育部理事 教育委員会発達支援センター所長(部 長級)	中洲公民館長(参事級)
吉澤 有里	(併任) 教育委員会事務局教育部次長	こども家庭部専門員

	教育委員会事務局幼保支援室長	
大崎 寿	教育部次長(学校教育課等担当) (事務取扱) 保健給食課長	滋賀県教育委員会
森口 久美子	(併任) 教育委員会事務局教育部次長	健康福祉部次長(健康福祉政策課等担当)
池内 秀明	文化財保護課長	教育部次長 (教育総務課等担当) (事務取扱) 文化財保護課長 (事務取扱) 守山市下之郷史跡公園 所長(課長級)
寺畑 学	教育総務課長	危機管理課長
岡田 伊津子	学校教育課長 (事務取扱) 教育支援センター室長補佐 (事務取扱) 教育研究所長補佐	教育部次長 (学校教育課等担当) (事務取扱) 保健給食課長
野洲 好範	(併任) 教育委員会事務局スポーツ振興課長	農政課長
三木 恭子	河西幼稚園長(課長級)	小津こども園長 (課長級)
及川 一記	学校教育課参事	学校教育課長 (事務取扱) 教育支援センター室 長補佐 (事務取扱) 教育研究 所長補佐
田口 二行	(併任) 守山公民館長(参事級)	商工観光課参事
新庄 真依子	物部幼稚園長(参事級)	河西幼稚園長(課長級)
池田 純子	速野幼稚園長(参事級)	速野幼稚園長(課長級)
廣本 夕美子	(併任) 発達支援課参事	物部幼稚園長(参事級)

議第12号

令和8年度守山市教育基本方針の策定について

令和8年度守山市教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

令和8年度 守山市教育基本方針

1 はじめに

私たちの社会において、教育は未来を担う子どもたちの成長と発展に欠かせない基盤であり、国の発展や地域社会の活性化に大きく寄与する重要な要素です。近年、国際情勢の変化やA I（人工知能）を始めとする技術の急速な進展などに象徴されるように、将来の変化が予測困難な時代を迎えています。

そうした中、本市では、「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」を基本理念とした「第3期守山市教育行政大綱（以下「第3期大綱」という。）」に基づき、学校園や家庭、地域との関わり合いを通して、地域社会全体が子どもの教育に関わり、「すべての人がともに学び支え合う」ことで、基本理念の実現に向けた教育を推進しているところです。

なお、令和8年度においても、引き続き「第3期大綱」で定めた3つの柱である柱1「しなやかに生きる力を育む」、柱2「学びを豊かに支える」、柱3「学ぶ環境を整える」のもと、教育施策を総合的に推進します。とりわけ、不登校対策については、全国的に不登校児童生徒数の顕著な増加が課題となる中、本市においては、不登校対策の取組により、令和5年度から令和6年度にかけて、ゆるやかな減少傾向がみられ、国や県よりは在籍率は低いものの、非常に大きな課題です。そのため、児童生徒にとって魅力ある学校となるよう一人ひとりに寄り添い柔軟に対応するとともに、地域社会全体で子どもの学びや育ちを支えようとする機運を高め、児童生徒の社会的自立を目指して重点的に取り組みます。

そのためには、子どもたちが自分自身のことをかけがえのない存在であると感じる自尊感情を高める取組が必要であり、学校・園現場においては、教職員・保育者が子どもたちの声や思いを傾聴し、子ども理解に努め、励ますことで、子どもたちの居場所と活躍の場を保障します。また、命を大切にす心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成が求められる中、あらゆる機会を捉えながら、家庭や地域などと連携し、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む道徳教育に取り組みます。

さらに、家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化が進む中、子どもの育ちの基礎となる家庭の教育力の向上を図るとともに地域の力を生かした取組により、安心して子育てができる環境を整えます。あわせて、社会教育は、まちづくりの出発点であるとの認識のもと、市民総ぐるみによる青少年の健全育成、読書に親しみ主体的に学べる読書環境の充実、すべての市民が気軽に楽しめる文化・芸術の振興の推進に努めます。

また、先人が残した貴重な守山の宝を受け継ぎ、未来へつなぐための文化財の保存・伝承や人権問題に主体的に関わることをめざした人権教育の推進など、教育行政各般にわたり諸事業を展開します。

2 令和8年度各事業の取組

(1) 「第3期大綱」の評価・検証について

基本理念「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」の実現に向けた教育を進めるための取組を実施していくなか、成果・課題を把握するため、検証を行うとともに、その結果等を反映した「第4期守山市教育行政大綱」の策定に向け協議を行っていきます。

(2) 総合教育会議の開催等について

ア 総合教育会議の開催

「第3期大綱」に基づき、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一般行政との調和を図りながら、一方で、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ、教育行政の管理執行に努めるとともに、課題解決に向けた議論を行います。

イ 学校規模適正化について

今後、大規模校の児童生徒数は、減少傾向が続く見込みであるものの、引き続き、今後の宅地開発動向等を踏まえた児童生徒数の推移の把握に努める中、良質な教育環境を図ってまいります。

(3) 教育施設の整備について

ア 施設維持管理補修事業の推進

園児、児童生徒の安全確保を最優先とし、安全で安心な教育環境のもとで学習できるように、緊急性の高い施設の整備および修繕等を進め、適正な施設の維持管理に努めます。

イ 施設整備事業等

小中学校施設については、引き続き児童生徒の良好な学習環境の維持整備に取り組み、大規模改修工事が未実施の立入が丘小学校および明富中学校について、校舎防水工事等を行い、長寿命化改修工事までの間の維持保全を図ります。

また、速野小学校長寿命化改修工事（北校舎）に続き、中央校舎についても照明器具のLED化とトイレの洋式化に取り組みます。なお、他の学校トイレの洋式化についても、財政改革プログラムを踏まえ、整備の手法および時期等について検討を行います。

さらに、建築から20年目を控えている玉津小学校の校舎の予防改修を行うための設計業務を行います。

ウ 小中学校プール施設整備工事について

吉身小学校と守山北中学校の水泳授業において民間施設やエコパークの活用を継続するとともに、令和6年度に小中学校プール施設のあり方方針において決定した、小中学校プール集約施設の整備に向け、実施設計および建築工事を行い

ます。

(4) 学校・園教育について

社会情勢や教育環境の変化に対応しつつ、新しい学校・園教育のあり方を見定め、「生きる力」を育む教育を推進し、心豊かで、しなやかに生きる園児、児童生徒を育成します。また、校種間の一層の連携を図り創意ある教育活動を展開する中で、地域に開かれ、地域の信頼に応える学校・園教育を推進します。

さらに、地域や保護者との連携を推進し、チーム学校・園として学校力・園力の向上に努め、学校・園の教育方針や教育活動の情報を地域に発信し、地域人材の支援を得て、学校と地域社会との強力なパートナーシップのもと、地域の教育力を最大限に生かした教育活動の充実を図ります。一方で近年、異常気象や災害、不審者対応など、子どもの命を脅かす事案が増える中、状況を迅速に保護者や地域に伝達できるよう、メール配信システムやホームページを積極的に活用し、情報共有することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもの命を守ります。

ア 幼児教育の推進

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とした教育を展開します。その中で、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、試行錯誤したり考えたりするように支え、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。また、幼児が一年を通してのびのびと活動できるよう、魅力あふれる園庭の環境づくりに取り組み、遊びの充実を図りながら、質の高い幼児教育の推進に努めます。

初等中等教育（幼、小、中、高）を通じて“育みたい資質・能力”の基礎は幼児期で育むことを常に意識し、さまざまな体験活動を充実させながら豊かな心としなやかに最後までやり抜く力を育みます。また、「架け橋期」の重要性の認識を深め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、子どもたちの学びがつながるよう幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

イ きめ細やかな教育の推進

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTを含む多様な学習ツールを効果的に活用しながら授業改善を進め、創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開することで、児童生徒の学ぶ力を育みます。その際、守山式授業ベーシックステップ「めたふ」（めあて・たんきゅう・ふりかえり）を意識した授業づくりに努めます。また、小学校1年生から3年生までにおける少人数学級編制や低学年での読み書きチェックの実施等きめ細かな指導を通して、学習習慣の確立および基礎学力の定着を図ります。

ウ 誰もが居場所のある、学ぶ意欲を引き出す学習集団づくりの推進

生徒指導の実践上の視点を意識して、子ども一人ひとりが安全・安心に学べるよう、授業規律等を大切に、誰もが認められる学習集団づくりを進めます。

その中で、話し合い活動を取り入れ、互いの考えを尊重し合う学びを通して深い学びを実現するとともに、子どもが互いの立場や考えを尊重し、協力しながら、主体的に行動をする経験を重ね、安全・安心な居場所づくりにつなげます。

* 生徒指導実践上の視点～自己存在感の感受を促進、共感的な人間関係を育成、自己決定の場を提供、安全安心な居場所づくりに配慮

エ 体験学習の推進

情操教育の一環として、小学校4年生を対象とした佐川美術館の学芸員による砂絵体験芸術鑑賞教室、小学校5年生を対象とした芸術家による文化芸術体験教室を実施し、本物に出会う体験学習の機会を創出します。

また、子どもたちが、保護者等と一緒に、自分の体験したいことや学びたいことを、学校外において平日（登校日）に行うことができる日「守山ラーケーションの日」の取組を実施します。令和7年度に、対象や内容を限定して実施しました成果と課題を踏まえ、令和8年度においては、体験や学びの対象を広げ、子どもたちが保護者等とふれあう機会を一層充実させ、校外（家庭や地域など）での主体的な体験・探究活動を推進します。

オ 小学校高学年における教科担任制の推進

教員が担当する教科数を絞ることによる教材研究の充実や、複数の教員が教科指導にあたることで、児童への多面的な指導・支援の実現を目指します。そのために、高学年を中心とした教科担任制を令和4年度から導入しており、今年度においても更なる推進に取り組みます。

カ キャリア教育の推進

社会的・職業的自立に向けて必要な資質能力を育成するため、「中学生チャレンジウィーク」をはじめとする体験的な活動を推進します。あわせて、学校生活の振り返りなどを通して自己理解を深め、将来の目標を見据えながら主体的に進路を考える力を育むなどしてキャリア教育の充実を図ります。

キ 英語教育の推進

市内の保育園・こども園および幼稚園の5歳児から中学校3年生までの10年間を見通し、グローバル化が進展する社会に対応できる人材育成を図るため、「守山市英語コミュニケーション能力育成プラン」に基づき、全ての学年において英語指導助手（ALT）を活用しながら、発達段階に応じた英語コミュニケーション能力を育成する取組を推進します。

5歳児及び小学校1・2年生においては、ハローイングリッシュプロジェクトとして、学校園での日常生活の中で英語を使って外国人と自然に関わる体験を通して、英語の音やリズムに親しみ、英語で伝えあう楽しさを感じたり、人と関わ

ろうとする態度や多様性を尊重する心を育みます。また、中学年、高学年では発達段階に応じた言語活動を通じて、英語を通して人と関わろうとする態度や、多様な文化を尊重する姿勢を育成します。

ク 環境教育の推進

小中学校における環境学習では、もりやまエコパーク交流拠点施設や環境センター等と連携し、フィールドワークや施設における体験活動を通じて、充実した環境学習を実施します。

ケ STEAM 教育の推進

STEAM 教育での学びは、各教科における学習意欲を高め、教科横断的な視点で学びを深めることに繋がります。また、他教科で学んだ知識をもとに考え、創り、社会とつながる力を育てることが期待されることから、専門家や民間企業との連携も含め、守山らしい STEAM 教育のあり方を検討し、その充実を図ります。

コ J R C 教育の推進

守山尋常高等小学校で産声を上げた青少年赤十字（JRC）の精神を受け継ぎ、態度目標「気づき・考え・実行する」を大切にし、各校・園で J R C 部会が中心となって、実践目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の具現化に取り組みます。

また、地域と学校の協働体制を強化し、地域を学びの場とした実践体験型の探求的な学びを充実させることで、子どもたちの「気づき・考え・実行する（J R C 態度目標）」実践力を高め、これからの社会をしなやかに生き抜く守山の子の育成をめざします。

サ I C T 教育の推進

タブレットをはじめとする ICT 機器や情報技術の急激な進展を踏まえ、情報活用能力の育成を図るとともに、1人1台の学習用端末や大型ディスプレイ等の ICT 機器や、デジタル教科書等を効果的に活用し、主体的・協働的な学びを促進します。話し合いや考えの共有、可視化などを通じて学びを深め、一人ひとりの理解や進度に応じた個別最適な学びを進めます。「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できるよう授業改善に取り組み、有識者を招いての研究会を開催するなど、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを得られるよう研修と啓発を行います。あわせて、デジタルドリルを活用し、基礎学力の定着を図ります。また、スマートフォンや SNS の普及の現状を踏まえ、家庭や地域と連携しながら情報モラルの啓発に努めます。

シ 道徳教育の推進

道徳教育においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めます。また、育てたい子ども像を踏まえながら、道徳科だけでなく各教育活動での

道徳教育を計画的に推進し、相互に関連を図るために別業を作成し、児童生徒の豊かな道徳性を養います。さらに自然体験学習、福祉教育、社会体験学習等を充実し、思いやりのある豊かな心を育みます。

ス いじめ問題への適切な対応

いじめ対応については「いじめは重大な人権侵害であり、断じて許されない行為である」ことをしっかりと理解し、いじめを許さない認め合い支え合う集団づくり、学校づくりを進めます。また、SNS等を通じたいじめや誹謗中傷については、場合によっては名誉棄損や脅迫などの犯罪に該当する可能性があることを、児童生徒に確実に理解させる指導を行い、情報モラル教育を一層強化します。いじめ問題については、守山市いじめ防止基本方針をもとに、未然防止と早期対応を図るため、教員研修や児童生徒アンケートの充実および人権教育や道徳教育を軸としたモラルの育成に努めます。また、スクールロイヤー制度を活用し、法律に関わる事案についても学校が相談できる体制を整備します。

セ 不登校児童生徒の支援

近年、いじめ問題、虐待事案などの要因が多様化、複雑化している状況であることに加え、全国的に不登校児童生徒数が増加しています。この状況に対応するため、児童生徒の社会的な自立を目指すことを基本方針とする、「もりやま不登校対策」を推進し、不登校対策の校内体制の構築や、アセスメントに基づく一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を行ってまいります。

学校における支援としては、自分の学級に入りづらい児童生徒を支援するため、各学校の状況に応じてやすらぎ支援相談員の配置を配置するとともに、学校内での居場所を確保するための校内教育支援センター（SSR）を有効に活用します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家を活用し、関係機関との連絡・調整を図ります。また、子ども自身のエンパワーメントを高める取組として、「メンタルヘルス予防教育プログラム」を更に推進する中、1人1台端末を活用した心の健康相談・教育相談システム「ここタン」を活用し、児童生徒の抱える課題や悩みを把握し、問題がある場合には、早期の対応・適切な支援等を行うことで、子どもの生きる力の向上に、注力していきます。

学校外における支援としては、不登校児童生や保護者支援の基幹センターである教育支援センターにおいて相談活動等を実施する中、児童生徒支援室（くすのき教室）では、昨年度より週5日を開室日としたところであり、より児童生徒が来室しやすく、安心して過ごすことができる環境づくりを行ってまいります。さらに、フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金により、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒の保護者に対する経済的支援を進めています。

ソ 特別支援教育の推進

特別支援教育においては、特別な支援を必要とする園児、児童生徒一人ひとり

の教育的ニーズに応じた個別支援計画の作成と利活用を通して、自立と社会参加の力を育むための支援を計画的、継続的に推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築・充実に向けた取組を推進します。

タ 教職員の資質向上

こうしたさまざまな課題にしっかりと取り組んでいくとともに、教職員については、教育に対する使命と責任を自覚し、自己の資質・能力や意欲の向上継続をめざし、適切な指導・研修を実施します。また、校種間の連携による交流研修や各種の専門研修に努め、市民に信頼される学校・園づくりを推進します。特に、教職経験の浅い教員に対しては、OJTによる各校園での研修、現在の教育課題に合わせた実践的な研修講座の受講とともに、個別に教育支援アドバイザーや指導主事によるきめ細やかな指導を実施し、資質・能力の向上に取り組みます。

さらに、教職員一人ひとりがカウンセリングマインドに基づいた豊かなコミュニケーション力を高め、あたたかい学校風土の醸成をめざすことで、子どもたちのより良い人格形成につながるよう、各校における取組を推進します。

チ 学校・園における働き方改革の推進

学校・園における働き方については、国や県の方針を受け、市としての方針を示し、実感を伴った働き方改革を進めます。教職員・保育者の心と体の健康維持、増進により教育の質の向上を図り、園児、児童生徒の健やかな成長を支えるとともに、教職員・保育者が専門性を存分に発揮し、やりがいをもって、本来の仕事に専念できる環境づくりをすすめます。そのため、勤務時間の適正化、ICTの活用による業務の効率化、多様な人材の活用、家庭・地域とのさらなる連携等、働きやすい環境づくりに努めます。小中学校の教職員については、「守山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、適正な業務量管理及び健康確保を計画的に推進します。

ツ 部活動のあり方

部活動については、少子化の進展により全国で部活動地域展開（連携）の改革が進められており、今後生徒数が減少していく中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実に努めることが求められていることから、令和8～9年度に、実証期間として、休日モデル事業を構築・実践する中、部活動改革について議論を進めてまいります。

テ 就学援助、奨学金

経済的に支援が必要な保護者に対して、学習上必要な費用の一部を援助し、義務教育が円滑に受けられるよう、就学援助費や特別支援教育就学奨励費により支援しています。さらに、高等学校や大学等への修学に対し、貸与型奨学金や卒業後の市内在住等を要件とした返還免除型奨学金等による経済的支援を行い、未来を担う人材育成と教育の機会均等を図ります。

ト 保健安全教育の推進について

保健安全教育においては、心身の健康保持増進を図るため、運動に親しむ習慣を育て、外遊びを通して体力の向上に努めます。また、現代の健康課題に対応した指導を行い、食育を推進するとともに、基本的な生活習慣の育成に努めます。

また、学校においては、インフルエンザも含めた感染症の流行が見られることから、引き続き活動の場面や場所に応じた適切な感染対策を図り、安全で衛生的な学校環境づくりに努めます。

ナ 学校給食

学校給食については、物価高騰による給食物資の価格上昇に対し、国の交付金を活用することで給食費を据え置き、保護者負担の軽減に努めています。その中で、小学校給食費については、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」の制度を活用し、保護者負担を軽減するよう努めます。引き続き安全安心な、おいしい、温かい自校式による学校給食の提供に取り組みます。

また、食育については、地場産物の提供を通じて、地域の生産者の方々に感謝し、地域の産物や歴史等の食文化への理解を図るとともに、成長期の身体づくりに必要な栄養素をバランスよく摂取することの大切さを学ぶ等の取組を推進します。

(5) 教育研究について

今、教育現場では特別な教育的支援を必要とする児童生徒をはじめ、子どもたちの状況が多様化している。また、情報化の急速な進展や社会環境の変化により、教育を取り巻く環境は大きく変化している。教育研究所では、これらの変化に対応するため教員研修においては、参加者自ら「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう研修の制度設計を見直すとともに教育の今日的課題に対応し、資質向上につながる研究事業を推進します。

ア 研修事業

研修事業では、一定の制度設計の下で設計された座学を中心とした「知識伝達型」の学習コンテンツを受け身の姿勢で学ぶ講座ではなく、日々の経験や他者から学ぶという「現場の経験」を重視した実践的なスタイルの学びを取り入れるとともに、新たな領域や専門性を身に着け、それぞれの強みをさらに伸ばすことができるよう、教員のキャリアステージに応じた研修を企画・推進していきます。

また、中学校特別活動推進員を中心に守山市生徒会サミットの充実に取り組みます。今の子どもたちは、集団で遊ぶ機会なども少なくなり、学校行事や課外活動が制限され、多様な他者と協働して活動する機会も少なくなっています。

このような中、人との関わりを深め、自発的に物事に向かう態度を養うため、生徒会サミットでは、生徒自らが自分たちの生活をより良くしていくための課題

を見だし、話し合いと実践を重ねることで豊かな人間関係を築き、主体的に社会参画する力を養います。

イ 研究事業

研究事業では、日本型学校教育の良さを維持しながらも、学習意欲の低下やいじめ・不登校などの教育課題を改善し、Society5.0と呼ばれる新たな時代に必要とされる資質能力を子どもたちにどのように育成していくのか、学校現場の実態にも合わせ実践的な研究を推進していきます。

(6) 教育支援について

ア センターの事業

不登校に関する現状や課題、および教育支援センターの役割等について地域の研修会等あらゆる機会を通じて、積極的な情報発信に努めます。また、こども支援 Co の学校訪問を通じて不登校児童生徒への支援の在り方について共に考え、校園への適切な助言を行います。更に、保護者が一人で悩みを抱え込まないよう親の会を開催し、保護者への支援をします。

イ 教育相談事業

学校における集団との関わりや学業等に悩みをもつ児童生徒、子どもの不登校や子育てに不安を抱える保護者に寄り添い、電話相談や面接相談を通して解決策を共に考えることにより、児童生徒が社会的自立に向かう意欲やエネルギーを高める支援を図ります。

ウ 児童生徒支援事業

児童生徒支援室「くすのき教室」は、安心して成長できる温かい居場所です。児童生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場を確保できるように適切な環境を整え、一人ひとりに寄り添い、学び育つことのできる支援を行います。また、同じ空間に共存する他者との共有体験活動等を通し、対人関係や集団関係を育成する支援を行います。

不登校の要因が多様化する中、個に応じた「教育的視点」「心理的視点」「福祉的視点」からのアセスメントを基に、児童生徒の所属校と連携するほか福祉部門等の関係機関、必要に応じては医療とも連携し、一人ひとりの状況にあったよりよい支援を検討・提案していきます。

(7) 社会教育・生涯学習について

ア 社会教育・生涯学習

社会教育は、全ての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合う場であり、その目標とするところは、①住民のもつ資質や能力を高める「人づくり」、②その力を地域社会に活かし、地域の課題解決や地域の活性化を目指す「地域づ

くり」、③それらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」です。

また、社会教育は、まちづくりの出発点であるとの認識のもと、社会教育活動の推進と、まちづくり推進会議などの市民主体のまちづくり活動の支援とともに、「第5次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」に基づき、社会教育による生涯学習まちづくりを推進するとともに、令和9年度に向けて「第6次守山市社会教育・生涯学習まちづくり基本計画」の策定を進めます。

一方、社会全体の価値観が多様化する中、まちづくり推進員などの役員の担い手不足が大きな課題となっており、PTAをはじめとする社会教育団体においてもその在り方が議論されています。各団体が継続するとともに活性化を図るための適切な助言や支援に努めます。

また、各地区公民館や生涯学習・教育研究センターを拠点とした学びの場の充実に努めるとともに、自分のための学びにとどまらず、その成果が地域社会や地域の課題解決に活かされ、コミュニティの活性化や地域の「つながり」の再構築に結びつくよう取組を進めます。

さらに、地域づくりの方策として、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等のこども応援団の参加により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動事業」を市内全小中学校で継続して推進します。各学校において地域を学びの場とした実践体験型の探求的な学びを充実させるなど、地域と学校の協働体制の強化を図ってまいります。

イ 青少年育成

子どもの豊かな成長には、体験活動は重要であるという認識のもと、野洲川冒険大会～いかだくだり～をはじめ、自治会単位で実施される遊友ホリデークラブ等の子どもの体験活動を引き続き支援します。

また、守山市青少年育成市民会議と連携する中、家庭、学校・園、地域が一体となり「心と心をつなぐあいさつ運動」等を推進し、「地域ぐるみで子どもを育てる意識」の醸成に努めます。

さらに守山野洲少年センターと連携し、青少年育成に好ましい環境づくりや有害サイト、SNS等で青少年が被害者や加害者にならないよう家庭や地域に啓発します。

加えて、青年層の育成では、「二十歳のつどい」を該当年の青年で組織する実行委員会が企画・運営できるよう支援するとともに、「どろんこバレー」や「サンタ企画」、「子ども向けの体験イベント」などの活動を行う「もりやま青年団」をはじめ、将来の守山のまちづくりを担える若者の育成に努めます。

ウ 家庭教育支援

「守山市子ども・若者応援プラン 2025」の基本目標のうち、「社会全体で子育てを支えるネットワークづくり」を目指す施策の一つとして、各地区公民館で実

施している親子ほっとステーションにおいて「わくわく子育て応援プログラム」を引き続き実施し、子育て親育ち支援に努めます。

また、「子育て相談情報サイト一覧」を市ホームページに掲載し、子育てに悩んでいる保護者に必要な情報が届くよう情報を随時更新していきます。

(8) 図書館機能の充実について

本が好きと言える市民であふれ、より広く深く読書に関わることができるまち「読書日本一のまちづくり」の実現に向け、図書館を中心に読書活動を推進し、「本が好き」、「本を読みたい」と思える出会いやきっかけを大切にしながら様々な取組を推進します。

「子ども読書活動推進計画第4次計画」の基本理念である「いつだって好奇心手を伸ばせばそこに本」の実現および目標値の達成をめざし、学校・園、家庭、地域等と連携し、本に親しみやすい場づくり、子どもと本をつなぐ人づくり、支援のネットワークづくり、読書活動の啓発に取り組めます。

また、土日祝、長期休みには、貸館予約のない集会室を開放し、子どもの居場所となるよう努めてまいります。

子どもたちの読書意欲の高揚に向けては、絵本の読み聞かせをはじめ、児童書に関する講座やイベントを開催するとともに、校園を始め、子育てサロンおよび地域子ども文庫等での出前お話し会、学校での出前ブックトークなどを通して子どもの読書活動を推進します。

小中学校の読書環境の充実に向けては、学校、学校司書と連携を深め、より魅力的な学校図書館となるよう、図書整備や、図書を活用した授業支援、絵本の読み聞かせ等を行い、学校図書館の利用促進を図るとともに、レイアウトの工夫や、展示等を通して、居心地のよい空間づくりに取り組めます。

中高生に対しては、図書館サポート隊に参加している中高生サポーターのアイデアを活かし、同年代の感性による本の紹介、お薦め本のポップ作成など、中高生がより本を身近に感じられ、読書意欲を喚起する取組を推進します。

昨年に引き続き、一般社団法人ホンミライ（代表理事今村翔吾氏）と連携・協力し、中学生への講演等を通じて、生徒たちが将来やりたいことに目を向けるきっかけを作り、関連する本などを手に取り、読書に繋がっていくよう取り組めます。

多くの市民に本や読書の楽しさを知っていただくため、専門講座や講演会、公開朗読会等の開催をはじめ、図書館として魅力ある蔵書、貸出およびレファレンス、読書相談の充実を努めます。

あわせて広報もりやまや図書館ホームページ、インスタグラム、市役所の SNS、小中学校においてはクロームブック等を活用した図書館の周知、PRに加え、民生委員・児童委員への高齢者向けサービスの情報提供等を行い、誰もが利用できる図書館となるよう取り組めます。

施設等につきましては、気持ちよく図書館を利用してもらえるよう南西面の外壁木質ルーバーのメンテナンス塗装工事と駐車場ライン修復改修工事を行います。また、図書館システムとデジタルサイネージの更新も行います。

また、北部図書館“本の湖”^{うみ}においては、市民と本との出会いや読書のきっかけを作り、誰もが本を手に取りやすく、読書に親しんでいただける場として、また地域の絆や地域活動につながる活動拠点となるよう運営してまいります。本館と北部図書館が連携し、図書の流通、職員間の情報や課題の共有に努め、市全体の読書環境の充実を図ってまいります。

さらに、複合施設であることを生かし、読書以外の目的で訪れた方にも立ち寄っていただけるように、速野会館、速野公民館と連携した取り組みを行います。「親子ほっとステーション」での絵本の読み聞かせや、高齢者サロンでの本の貸出を始め、公民館行事に関連した本の展示等を行い、利用の促進を図ってまいります。

これらの事業展開により、「本と人が出会い、人と人がつながる知の広場」をコンセプトに、人と本との出会いを創出し、本を通して人と人がつながる場となることをめざします。

(9) 文化・芸術の振興について

子どもから高齢者まで誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、参加できる機会を設けることで、「文化の香りたかいまち」の実現をめざします。5月17日に開催します「ルシオール アート キッズフェスティバル」は、メインテーマ「街を歩けば、音楽に出会う」のもと、街中に音楽と文化を届けます。本格的なクラシックコンサート、キッズ向けの音楽や美術ワークショップ、プロの音楽家によるキオスクコンサートやマルシェを開催するとともに、誰もが気軽に安心して文化芸術を楽しめる機会を提供するため、動画配信型体験プログラム「おうちでルシオール」も引き続き実施するなど、15回の節目にふさわしい、より魅力のある催しとなるよう取り組みます。

また、市内の小学生には、一流の芸術家を派遣する体験授業や協定を締結している佐川美術館による鑑賞体験などを通じて、子どものうちから芸術に興味を持たせるとともに、守山市文化協会の協力を得る中、日本の伝統文化の伝承に努めます。

守山市民ホールにおきましては、本市の文化・芸術活動の拠点として、文化・芸術の情報発信や魅力ある舞台芸術の公演、動画配信を充実させるとともに、文化・芸術活動に参加する機会と場の提供を行います。施設については、開館から40年近く経過し、老朽化した施設全体の大規模改修により、新たな文化体験を生み、未来へつなぐ市民交流拠点となるよう、令和9年度からの工事に向けて設計等に取り組みます。

また、生涯学習・教育研究センター（エルセンター）における「文化的講座」については、さらなる充実を図り、広く市民に文化・芸術に触れていただく機会の提供に努めます。

(10) スポーツ振興について

『第3期守山市スポーツ推進計画』の基本理念である「誰もが」、「どこでも」、「いつまでも」運動やスポーツに親しみ「健康元気なまち」の実現に向け、引き続き、スポーツをする多様な機会を提供し、子どもたちの体力向上や継続してスポーツに親しめる環境づくりに取り組めます。また、昨年度行った市民意識調査を参考に、スポーツ推進計画策定協議会を開催し、次期計画の策定に取り組めます。

8月には全国高等学校総合体育大会（通称「インターハイ」）でバレーボール女子を開催します。全国大会を身近に観戦できる機会を最大限活かし、より一層市民のスポーツへの関心を高めるとともに、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」のレガシーを活かしたまちづくりに取り組めます。

(11) 文化財の保存・活用について

先人が残してくれた貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐべく文化財を大切に守り、活かしながら文化財とともにあるまちづくりを推進していくため、守山の歴史文化を守り、価値を高め未来に受け継いでいく「基盤づくり」をはじめ、歴史文化を活かし、守山らしい魅力あふれる地域づくりに貢献する「地域づくり」、さらには守山の歴史文化を愛し、その継承と振興を担う『守山びと』を育てる「人づくり」に取り組んでまいります。

「基盤づくり」では、把握調査として埋蔵文化財発掘調査事業と未指定文化財調査事業に取り組めます。未指定文化財調査は、社寺等に伝来する美術工芸品や地域に存する民俗文化財を指定の有無にかかわらず調査・記録するもので、その成果は文化財講座の開催などを通じて市民に還元するとともに、調査によってその価値が評価されたものは指定等の措置を講じてまいります。また、指定文化財の所有者等が実施する保存修理事業をはじめ防災・防犯設備事業や維持管理事業に対して補助や助言を行い、文化財の保存と活用を図ります。

「地域づくり」では、守山の歴史文化の価値や魅力を市民等に正しく伝えるための発信力を強化、多様化するとともに、生活文化の向上や観光振興、産業振興などまちづくりに活かし、地域活性化に寄与する取組を推進します。国史跡である下之郷遺跡および伊勢遺跡では、市民等と連携・協力して学校教育はもとより社会教育、地域活動での活用を展開し、史跡を核とした地域活性化を推進するとともに、一般層から歴史愛好家まで幅広い層に史跡の魅力を発信します。また、埋蔵文化財センターでは、市民の埋蔵文化財への理解を深めるため、展示会や講演会などを通して埋蔵文化財の魅力を発信してまいります。

最後に「人づくり」では、全国的に祭礼の担い手不足が問題となっている中、下新川神社の近江のケンケト祭り長刀振りや勝部神社の火まつりにおいて、文化庁の「伝

統文化親子教室事業」の実施を通じた新規参加者の獲得や幅広い層に対する効果的な周知に地域が主体となり取り組んでいます。市では今後、後継者養成や材料調達等への支援を継続して行うとともに、祭礼保存会同士が交流できる機会を新たに創出し、情報共有や意見交換を通して、各祭礼が抱えている課題の解決へと繋げる取組を推進してまいります。さらに、令和8年度において、火まつりを疑似体験できるVRコンテンツを制作し、学校教育をはじめ地域活動や観光振興などでの活用を通じてその魅力を伝え、関心を高めることで担い手の確保と祭礼の保存継承へと繋げてまいります。

(12) 人権教育・啓発について

人権教育においては、園児、児童生徒が部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しく理解し、認識を深めることを目指します。そのうえで問題解決にむけて主体的に考え、行動できる実践力を育成します。学校・園では、子どもの実態に即した人権教育・保育推進計画を作成し、子どもの自尊感情を育み、人権意識を高める教育活動・保育を充実させます。さらに地域、家庭との連携を強化し、教職員研修を充実させることで、教職員の人権意識を高め、子どもたちに正しい知識を伝えていきます。

また、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されたことに伴い、教育関係者をはじめとする各種団体および市民に周知徹底するとともに、教育・啓発の推進など、法に明記されている部落差別解消に向けた取組を前進させます。

さらに、社会教育を含め、これまでの人権・同和教育が積み上げてきた成果と課題を踏まえながら、各種研修会の充実を図り、多様化・複雑化している人権問題やいじめ問題の解決に向けた取組を進めます。

(13) 子ども・若者への支援について

「守山市子ども・若者応援プラン2025」の基本理念「子ども・若者が輝くまちづくり～すべての子ども・若者の幸せをみらいにつなぐ守山～」に基づき、子どもの育ち、子育て家庭や若者に対する支援に取り組んでおります。

特に、基本施策の1つである「子ども・若者の居場所（遊び場）の確保・充実」においては、令和9年度に玉津小学校、中洲小学校での「小学生の放課後の居場所」の設置に向け、学校現場と共に準備を進めるほか、守山市地域子育て支援拠点施設mamocco、図書館集会室の解放や新庁舎に設けた交流スペースの活用など、様々な年齢、世代やニーズに合った居場所の提供、充実を図ってまいります。

また、生活において困難を抱え、支援を必要とする子どもの生活向上のため、学習できる場所、安心できる場所、人とつながれる場所として「こどもの居場所・学習支援事業」を実施し、子どもの育ちを支えてまいります。

議第13号

令和8年度（2026年度）守山市人権・同和教育基本方針の策定について

令和8年度（2026年度）守山市人権・同和教育基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

令和8年度（2026年度）

守山市人権・同和教育基本方針

守山市・守山市教育委員会

はじめに

昭和23年（1948年）に世界人権宣言が採択されてから今日に至るまで、人権に関する様々な条約が採択され、人権保障のための国際的努力が重ねられてきた。「人権の世紀」と呼ばれる現在、このような国境を越えた連携がますます重要であり、国連は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）に「人権教育のための国連10年」を実施した後、平成17年（2005年）に「人権教育のための世界計画」をスタートさせた。さらに、平成27年（2015年）に17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、すべての国、すべての地域の人々が誰一人取り残されることなく、尊重される社会をめざしている。

国内では、平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、これに基づいた人権教育・啓発の取組が進められてきた。最近では、「部落差別の解消の推進に関する法律（2016年）」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年）」（ヘイトスピーチ対策法）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2016年）」「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解と増進に関する法律（2023年）」などの個別の人権課題の解決をめざす法律が制定されている。令和5年（2023年）4月から「こども基本法」が施行され、「児童の権利に関する条約」の原則に則り、「すべての子どもの最善の利益」を第一に考え、子どもを権利の主体者と位置づけている。

守山市においては、平成7年（1995年）に「守山市人権尊重都市」を宣言し、平成8年（1996年）には「守山市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、差別のない、愛と信頼に結ばれた明るく住みよいまちづくりに取り組んできた。令和3年（2021年）には「第4次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画」（令和7年（2025年）改定済）を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、関係施策を総合的に推進しているところである。

しかし社会では、戸籍等の不正取得や不当な身元調査、インターネットを悪用した差別事象、性的指向・性自認等に関する偏見、感染症に関連する差別等の新たな課題が生じており、人権問題は複雑化・多様化している。

特に子どものまわりでは、依然としていじめや児童虐待など、生命・身体の安全に関わる問題が後を絶たない状況にある。また、情報通信社会の急速な進展により、SNSや動画共有サイトなどによるトラブルが発生している。さらに子どもの貧困やヤングケアラーの課題が社会問題として顕著化している。

守山市においては5年に一度、「人権・同和問題に関する市民意識調査」を実施している。令和6年度（2024年度）に実施した同調査では、「人権問題はすべての市民の問題である」と捉える市

民が8割を超えており、どの人権問題についても関心が高まっている。一方、同和問題の解決に向けて、「私にできることからやっていきたい」と考える人が26.5%と4人に1人程度にとどまっている。

同和問題については、同和対策審議会答申から60年余りが経過した現在においても、インターネット上での差別的な書き込みが見られるなど、心理的差別は依然として根強いと考えられる。そのため、市民が同和問題を自分事として考え、差別は絶対に許されないと認識すること、差別行動に直面したとき、それが差別であると見抜けること、そして差別をなくすために自ら進んで解決しようとする態度・実践力を身につけることが必要である。

これまで積み上げてきた学校・園、地域、企業等における教育・啓発活動を発展的に継承し、より多くの市民が同和問題を正しく理解する学習の機会となるよう、内容や手法に工夫を凝らしながら、教育・啓発の一層の充実に努めることが求められている。また、守山市の学校・園では、若手教員が増加する中、部落差別問題をはじめとする人権問題に対する知識や認識の差が見られる。子どもたちに正しい知識を伝え、問題解決のために主体的に考え・行動できる実践力を育むには、教職員一人ひとりの人権意識の高揚が不可欠であり、差別の現実について深く学ぶなど、より一層教職員研修の充実を図っていく。

以上のことから、人権問題の解決における教育の重要性を踏まえ、第3期守山市教育行政大綱をもとに、子ども一人ひとりに確かな学力を保障し、人権意識の高揚を図り、生きる力を育む教育を推進する。さらに、就学前教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育の場において緊密な連携を図りながら、人権尊重の精神に立った取組を推進する。

- 1 就学前教育においては、乳幼児期が人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、それぞれの子どもの実態に応じて日常生活の基礎的な事項を十分身につけ、集団生活に参加するなかで自主・自律および協同性ならびに規範意識の芽生えを養うように努める。また、様々な人権問題についての正しい理解と認識を形成する基礎を培うために、家庭や地域などと連携し、乳幼児に豊かな情操と自尊感情を養い、一人ひとりが思いやりと協調性に富む人間関係を醸成するように努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の自尊感情や他者への共感的態度を養い、差別やいじめの認識を深めることを通して、問題解決にむけた実践力の向上に努める。また、児童生徒が自主・自立の精神と社会性を養い、自己実現を図ることができるよう、それぞれの進路保障に努める。さらに家庭や地域との連携を深め、社会教育における人権・同和教育との結びつきを強化する。
- 3 社会教育においては、生涯学習の必要課題として、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習を位置づけ、市民一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解・認識し、問題解決に主体的に取り組む意欲を培い、人権を重んじ信頼しあえるまちの実現に向けての実践力が身につけられるよう努める。とりわけ、守山市まちづくり人権教育推進協議会等の活動を中心に、地域ぐ

るみで人権・同和問題を解決するための教育・啓発を推進し、学校・園との連携を図り、暮らしと地域に根ざした自主的な取組が進められるように努める。

学校・園における人権教育の推進

1 基本的な考え方

学校・園教育においては、乳幼児・児童生徒が様々な人権問題について正しい理解と認識を培い、人権課題を積極的に解決しようとする実践力が向上するように、それぞれの子どもの実態を把握し、人権教育・保育推進計画を作成する。さらに、これまでの同和教育が積み上げてきた成果を生かして、保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校ならびに保護者・地域との連携による一貫した取組を進め、子どもの進路を保障し、生きる力を育てることをめざす。

そこで、次のような観点にたって学校・園における人権教育の推進を図る。

- (1) 乳幼児・児童生徒のそれぞれの実態に即した人権教育・保育の実践と保育・授業の工夫や改善
- (2) 一人ひとりの基礎学力の向上と、将来に展望がもてる進路保障
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成
- (4) 部落差別問題をはじめとする様々な人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化^(注1)を育む研修体制の確立と実践力の向上
- (5) 人権教育・保育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、および地域や家庭、関係機関との連携
- (6) 地域総合センターと連携した人権・同和教育の推進
- (7) 部落差別、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見、インターネットによる人権侵害等の解消に向けた取組

2 具体的な取組

- (1) 乳幼児・児童生徒のそれぞれの実態に即した人権教育・保育の実践と保育・授業の工夫や改善
 - ア 子どもの実態に応じた人権教育・保育推進計画の策定
 - イ 小中学校における「部落差別問題学習共通教材実践事例集」の活用・実践
 - ウ 情報モラルについての教育の充実
 - エ 地域の実態に即した教材の開発と資料の整備および保育・授業の工夫や改善
 - オ 人権教育・保育にかかる学校・園訪問等の実施
- (2) 一人ひとりの基礎学力の向上と、将来に展望がもてる進路保障
 - ア 基礎的・基本的事項の定着を図る学習指導の工夫や改善による学力保障
 - イ 自らの将来に展望をもち、目標に向かって自己実現をめざす進路保障
 - ウ 主体的な学びや体験的な取組を通じた自己肯定感・自尊感情の育成
- (3) いじめや差別を許さない仲間づくり、人間関係の醸成

- ア 「いじめ防止基本方針」に基づいた実践の積み上げ
- イ いじめや差別の問題に気づき、自ら問題解決に取り組む実践力の育成
- ウ 人権が大切にされる、安心して学ぶことができる保育・学習環境づくり
- エ 人権を大切にし、多様性を認め合える仲間づくり

(4) 部落差別問題をはじめとする様々な人権問題について、教職員の理解と認識を深め、人権意識を高め、人権文化を育む研修体制の確立と実践力の向上

- ア 教職員人権教育研修推進委員会の開催
- イ 学校・園人権教育リーダー研修会の開催
- ウ 新規採用教職員対象人権教育研修会の開催
- エ 教職員の各種研修会、講座等への積極的参加(人権講座、滋賀県人権教育研究大会他)
- オ 居住地の人権・同和問題学習会等への積極的参加

(5) 人権教育推進のための保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一貫した研究体制の確立と研究実践の充実、ならびに地域や家庭、関係機関との連携

- ア 中学校区別人権教育実践交流研究会の開催
- イ 第51回守山市人権・同和教育研究大会の開催
- ウ 学校・園を発信源とした、家庭・地域・関係機関との連携の強化
- エ 家庭や地域など社会教育における人権・同和教育との連携
- オ 校園種間の連携の強化と先進的な実践の交流・普及

(6) 地域総合センターと連携した人権・同和教育の推進

- ア 地域総合センターと学校・園との連携の強化
- イ 乳幼児・児童生徒の学力・生活力向上および進路保障
- ウ 自主活動学級への学校・園の協力・支援

(7) 部落差別、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見、インターネットによる人権侵害等の解消に向けた取組

- ア 部落差別問題をはじめとする様々な人権課題についての正しい理解・認識の育成
- イ 同和教育の成果の上にたった効果ある人権教育の推進
- ウ 参加・協力・体験を重視した学習の積極的な推進
- エ 男女共同参画の推進や性の多様性の理解に関する教育の充実
- オ 様々な人権問題解決に向けてのスキル向上と積極的な教材開発・情報収集

注1 人権文化とは

人権という理念が人々の間に普及・定着し、お互いの存在や尊厳を認めることが当たり前

になっている社会のあり方。学校生活では、日常生活の中でお互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり方をさす。

社会教育における人権教育の推進

1 基本的な考え方

社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく理解・認識し、社会連帯のなかで、差別のない住みよい「人権尊重のまちづくり」を実現するため、「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」に基づいて、地域に根ざした取組の推進に努める。さらに、様々な人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた指導者の養成を図るとともに、学校・園教育との連携を深める。

そこで、次のような観点にたって社会教育における人権教育の推進を図る。

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
- (2) 人権教育指導者研修の充実と、啓発活動に必要な資料の提供
- (3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実
- (4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援
- (5) 部落差別、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見、インターネットによる人権侵害等の解消に向けた取組

2 具体的な取組

- (1) 市民の学習機会の確保と人権意識を高める学習内容の充実や学習方法の工夫
 - ア 自治会別人権・同和問題学習会の学習内容や学習方法の工夫・改善
 - (ア) 年間2回以上の開催
 - (イ) 話し合い学習、参加体験型学習の推進
 - (ウ) 「市民意識調査」の分析とそれを生かした学習内容の工夫
 - (エ) 「つながり」等のリーフレット（討議資料）の積極的な活用
 - イ 各種団体活動（PTA等・青少年団体等の社会教育関係団体）の中に人権教育の視点を位置づけることと自主的な研修活動の推進
 - (ア) 各団体における人権・同和問題学習会の開催
 - (イ) 各種研修会への参加促進
 - ウ 公民館利用者に対する人権・同和問題学習会の充実
 - (ア) 各種学級・自主教室等における年間1回以上の開催
 - エ 各種研修会の開催と参加の促進
 - (ア) 第51回守山市人権・同和教育研究大会
 - (イ) 第70回滋賀県人権教育研究大会（長浜大会）
- (2) 人権教育指導者研修の充実と啓発活動に必要な資料の提供
 - ア 人権教育啓発講師団・公民館地域づくり推進員の研修の実施
 - イ 自治会長・まちづくり推進員合同研修の実施
 - ウ 各種団体役員研修の実施

(3) 啓発資料の工夫と広報活動の充実

- ア 学習資料等の検討、人権学習会用教材の作成（差別事象等の教材化）
- イ 視聴覚教材の提供
人権・同和問題啓発DVDの購入とその効果的な活用
- ウ 同和問題啓発強調月間（9月）・人権週間（12月）における啓発事業
JR守山駅前での街頭啓発、市広報やホームページによる啓発の実施
- エ 人権問題に関する最新情報の提供
リーフレット・啓発冊子等の作成

(4) 守山市まちづくり人権教育推進協議会活動の活性化と充実への支援

守山市まちづくり人権教育推進協議会の充実を図り、市民ぐるみの活動として人権教育を推進する。さらに、守山市まちづくり人権教育推進協議会と学区まちづくり推進会議人権教育部会との連携を強化し、各部会活動の活性化を図ることで、「人権をおもんじ、信頼しあえる風土づくり」に努める。

- ア 住民主導の人権・同和問題学習会の継続開催と充実
- イ 各部会活動の充実、部会合同先進地研修の開催
- ウ 学区まちづくり推進会議人権教育部会活動の活性化
- エ 市人推協広報紙「ふれあいもりやま」第88、89号の発行
- オ 「第36回ふれあいもりやま展」における人権啓発作品の展示および入賞作品を活用した市民への啓発活動の実施
- カ 学校・園における人権・同和教育との連携、地域に根ざした取組の推進

(5) 部落差別、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人、感染症、性的指向・性自認等に関する差別や偏見、インターネットによる人権侵害等の解消に向けた取組

- ア 同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解・認識の深化
- イ 同和問題解決に向けてのこれまでの取組の成果を生かした、効果的な啓発の推進
- ウ 参加・協働・体験を重視し、市民の日常生活や自らの行動に結びつくような学習の推進
- エ 性の多様性の理解や男女共同参画を推進する学習機会の設定
- オ 自治会等における人権学習会の工夫・改善や積極的な支援、人権に関する情報の提供
- カ 指導者の資質および指導力向上のためのリーダー研修の充実

議第14号

守山市教育委員会サイバーセキュリティ対策基本方針の策定について

守山市教育委員会サイバーセキュリティ対策基本方針を別紙のとおり策定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

守山市教育委員会サイバーセキュリティ対策基本方針を次のように制定する。

令和 年 月 日

守山市教育委員会教育長 辻 本 長 一

守山市教育委員会サイバーセキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 本基本方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6の規定に基づき、守山市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本方針において使用する用語は、次に掲げるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網およびその構成機器（ハードウェアおよびソフトウェア）をいう。
- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワークおよび電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 ネットワークおよび情報システムならびにこれらに関する設備および電磁的記録媒体、ネットワークおよび情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）、情報システムの仕様書およびネットワーク図等のシステム関連文書をいう。
- (4) サイバーセキュリティ 情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。
- (5) 委員等 委員会委員、委員会の事務局の職員および委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 利用端末等 委員等に対し、職務上利用することが許可されたパソコン（仮想クライアント含む。）、スマートフォン、タブレット等その他の端末および職務上利用する

ことが許可されたUSBメモリ等の外部記録媒体をいう。ただし、職務に用いない私用端末は除く。

- (10) SMS（ソーシャルメディアサービス） インターネット上で展開される情報メディアであって、組織や個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通等といった社会的な要素を含んだメディアである、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等のサービスをいう。
- (11) 外部サービス 委員会以外の者が一般向けに情報システムの一部または全部の機能を提供するクラウドサービス、Web会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、検索サービス等をいう。
- (12) クラウドサービス ソフトウェアやデータ、それらを提供するための技術基盤等を、インターネット等のネットワークを通じて、利用できるサービスをいう。
- (13) サイバーセキュリティ事象 次条に規定する脅威により職務の遂行およびサイバーセキュリティに影響を与えうる事象の全てをいう。

（対象とする脅威）

第3条 サイバーセキュリティ対策を実施するに当たっては、情報資産に対する次の脅威を想定するものとする。

- (1) 外部からの攻撃または内部不正による不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因によって引き起こされる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計または開発の不備、プログラム上の欠陥、操作または設定ミス、メンテナンス不備、内部または外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービスおよび業務の停止等
- (4) 大規模または広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給、通信および水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第4条 本基本方針が適用される範囲は、すべての情報資産および当該情報資産に接するすべての委員等とする。

（遵守義務）

第5条 委員等は、委員会が保有する情報資産に対する脅威への対応の重要性について共通の認識を持ち、職務の遂行に当たって、本基本方針を遵守しなければならない。

（サイバーセキュリティ対策）

第6条 サイバーセキュリティ事象から情報資産を保護するために、次のサイバーセキュリティ対策を講じる。

- (1) 組織体制 委員会の情報資産について、サイバーセキュリティ対策を推進する組織

体制を別表第1のとおり確立する。

- (2) 情報資産の分類および管理 委員会の保有する情報資産を機密性、完全性および可用性に応じて別表第2のとおり分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的セキュリティ対策 サーバ、通信回線および利用端末等について、管理方法を定める等の物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ対策 サイバーセキュリティに関し、委員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育および啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (5) 技術的セキュリティ対策 利用端末等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策および不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。
- (6) 運用面におけるセキュリティ対策 外部サービスまたはクラウドサービス等を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じるとともに、SMSを利用する場合には、SMSの運用手順を定め、SMSで発信できる情報を規定し、利用するSMSごとの責任者を定める。

(サイバーセキュリティ監査および自己点検の実施)

第7条 本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的または必要に応じてサイバーセキュリティ監査および自己点検を実施する。

(サイバーセキュリティ対策基本方針の見直し)

第8条 サイバーセキュリティ監査および自己点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合またはサイバーセキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本基本方針を見直す。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

サイバーセキュリティ責任者	委員会のサイバーセキュリティ対策に関する総括的な権限および責任を有する者として、教育委員会事務局教育部長をもって充てる。
サイバーセキュリティ管理者	委員会のサイバーセキュリティ対策に関する権限および責任を有する者として、教育総務課長をもって充てる。
情報システム管理者	委員会の所管する情報システムにおける開発、設定変更、運用、見直し等を行う権限および責任を有する者として、教育総務課長をもって充てる。
情報システム担当者	委員会の所管する情報システムの処理を適正に行うため、情報システムまたはネットワークごとに情報システム担当者を置く。

別表第 2（第 6 条関係）

分類		分類基準	取扱制限
機 密 性	3 A	行政事務で取り扱う情報資産（以下「情報資産」という。）のうち、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年 4 月 1 日 内閣総理大臣決定）に定める秘密文書に相当する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可された端末以外での作業の原則禁止（機密性 3 の情報資産に対して） ・ 必要以上の複製および配付禁止 ・ 保管場所の制限、保管場所への必要以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁止 ・ 情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定や鍵付きケースへの格納
	3 B	情報資産のうち、漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務または業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復元不可能な処理を施しての廃棄 ・ 信頼のできるネットワーク回線を選択 ・ 外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定
	3 C	情報資産のうち、機密性 3 B 以上に相当する機密性は要しないが、基本的に公表することを前提としていないもので、業務の規模や性質上、取扱いに留意すべき情報資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
	2	情報資産のうち、機密性 3 に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	
	1	機密性 2 または機密性 3 の情報資産以外の情報資産	—

完全性	2	情報資産のうち、改ざん、誤びゅうまたは破損により、住民の権利が侵害されるまたは行政事務の適確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ、電子署名付与 ・外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ・電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
	1	完全性2の情報資産以外の情報資産	—
可用性	2	情報資産のうち、滅失、紛失または当該情報資産が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害されるまたは行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ、指定する時間以内の復旧 ・電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
	1	可用性2の情報資産以外の情報資産	—

議第15号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

守山市長

守山市規則第 号

守山市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則

守山市学校給食条例施行規則(令和 2 年規則第55号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年度分の学校給食費に限り、別表第 1 中「4,600円」とあるのは「0円」と、「273円」とあるのは「0円」と、「5,200円」とあるのは「4,900円」と、「339円」とあるのは「317円」と読み替えるものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている児童は除く。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第16号

守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月26日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市生涯学習・教育研究センターの管理および運営に関する規則（平成20年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第13条」を「守山市教育研究所運営委員会設置要綱（令和8年教育委員会告示第●号）」に改める。

第18条から第21条までを削り、第22条を第18条とする。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。